

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 22 年度北本市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 23 年 5 月 13 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

平成22年度北本市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

平成22年度北本市老人保健特別会計補正予算（第3号）

平成22年度北本市の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,594千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日 専決処分

北本市長 石津賢治

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		1	16	17
	1 支払基金交付金	1	16	17
歳入	合 計	6,578	16	6,594

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,332	16	5,348
	1 総務管理費	5,332	16	5,348
歳出	合 計	6,578	16	6,594